平成２６年（フ）第１９号
鹿児島県南さつま市加世田川畑12653番地
市営川畑団地１号
債務者　橘薗　　優
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第６０号
北海道苫小牧市新開町１丁目１番13―105号
債務者　梶原　由香（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第６３号
北海道苫小牧市泉町１丁目13番12号　ハイツまるいＮＯ148―105号
債務者　吉田　浩士
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第７７号
青森県八戸市大字白銀町字沢向18番地１、前住所青森県八戸市大字田面木字下田面木15番地
債務者　赤坂　龍馬
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
仙台市太白区八木山松波町１番１号　コーポなるごや303
債務者　我孫子裕美（旧姓早乙女・宍戸）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２８４号
仙台市青葉区西花苑２丁目13番13号
債務者　小野美由喜
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
仙台市青葉区小松島１丁目２番３号　小松島コーポ202
債務者　野里　亮一
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３２５号
宮城県塩竈市新浜町２丁目14番14号　ニューシティ一新浜Ｄ号
債務者　櫻井　勝己
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３４号
福島県いわき市江名字北口252番地の２、前住所福島県いわき市平豊間字合磯111番地の28
債務者　師岡　康男
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３２号
富山県高岡市蓮花寺424番地19、前住民票上の住所富山県射水市小島164番地２
債務者　仙納　友和
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１１３号
山梨県中巨摩郡昭和町西条1825番地、住民票上の住所山梨県中巨摩郡昭和町西条251番地
債務者　輿石　昌治
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
岐阜県関市肥田瀬2540―１　フローレンス富岡Ａ号棟105号、住民票上の住所岐阜県関市倉知412番地　カームネスＫＹ105号
債務者　福原　勝史
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２２４号
岐阜市加野１丁目27番22号
債務者　熊野　信子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３６３号
名古屋市港区七反野２丁目1205番地　エクセレントタウンＡ棟201号
債務者　服部　俊徳
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７５号
愛知県津島市東柳原町３丁目10番地２　Ｂｅｌｌ　Ｔｒｅｅｓ東柳原Ｂ棟101号
債務者　園原　和也
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７９５号
名古屋市南区加福本通３丁目58番地　加福荘102号
債務者　久保　　新
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部